

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案  
に関する意見募集結果について

平成27年3月27日  
国土交通省土地・建設産業局不動産課

国土交通省では、平成27年2月5日から平成27年3月6日まで、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、7件の意見提出がありました。お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。（賛成のご意見については記載していません。）

なお、ご意見につきましては、とりまとめの便宜上、分割や集約をさせていただいております。また、今回のご意見の募集の対象となっていない事項に関しても、今後の施策の参考とさせて頂きたいと考えております。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：平成27年2月5日（木）～平成27年3月6日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 意見提出件数

7件

3. お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局不動産課不動産管理係  
電話番号03-5253-8111（内線25155）

## 意見の概要及び国土交通省の考え方

1	<p>今回の改正には賛成であるが、マンション管理業及び管理業務主任者の情報開示等に関する法令等の条項(登録簿等の閲覧など)も併せて見直すべきである。</p>	<p>マンション管理業者から提出される登録の申請及び変更に係る届出等の書類を一般の閲覧に供することの主たる目的は、適切な業者選定の利便に供すること等にあります。ご指摘頂いたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>管理業務主任者証に主任者個人の自宅住所を記載するのは不要と思われるが、住所を記載する必要があるのであればマンション管理業登録をしている会社(所属事業所)の住所を記載する方が適切ではないか。</p>	<p>管理業務主任者証は、証の交付を受けた者が管理業務主任者であることを証明することを目的としております。 事業所の所在地を証明するものとしては、別途、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第88条(証明書の携帯等)に基づき、マンション管理業者は、その従業者であることを証する証明書の携帯が義務付けられており、当該証明書には「業務に従事する事務所の名称及び所在地」が記載されております。</p>